

No.	計画及び条例等の名称	計画及び条例等の内容（特に必要と認め 市民参画を実施する場合はその理由）	重要	除外	除外する理由 （重要なものに該当しない理由）
1	花巻市防災会議条例の一部を 改正する条例	<p>【目的】 災害対策基本法の一部改正に伴い、所要 の改正を行う。</p> <p>【内容】 (1) 所掌事務について、市の諮問に応じて 防災に関する重要事項の審議及び意見を 述べることを追加。 (2) 委員の構成について、自主防災組織を 構成する者又は学識経験のある者を追加 するとともに、国・県の組織等をふまえ た委員定数に改め、条項の整理を行う。</p> <p>【議会及び施行日】 ①議会提案 平成24年9月定例会 ②施行日 公布の日</p> <p>【参考】 災害対策基本法の一部を改正する法律 （平成24年6月27日施行）</p>	対象 外		災害対策基本法の一部改正に伴い、 所掌事務及び委員構成を変更し、条 項の整理を行うものであるため。
2	花巻市災害対策本部条例の一 部を改正する条例	<p>【目的】 災害対策基本法の一部改正に伴い、所要 の改正を行う。</p> <p>【内容】 引用条項の修正</p> <p>【議会及び施行日】 ①議会提案 平成24年9月定例会 ②施行日 公布の日</p> <p>【参考】 災害対策基本法の一部を改正する法律 （平成24年6月27日施行）</p>	対象 外		災害対策基本法の一部改正に伴い条 項の整理を行うものであるため。
3	花巻市復興産業集積区域にお ける固定資産税の課税免除に 関する条例	<p>【目的】 東日本大震災復興特別区域法に基づく岩 手県産業復興推進計画（平成24年3月30 日内閣総理大臣の認定）に定める沿岸地域 と日常的取引関係を有する地域として、地 域の特性を生かした産業の集積を図ること により、被災地域における雇用機会の確 保・創出を図る。</p> <p>【内容】 若手県産業復興推進計画に定める集積産 業の事業者が、復興産業集積区域内で復興 寄与する事業（新規投資）を行う場合にお いて東日本大震災復興特別区域法に基づ く県指定等を受けた場合に固定資産税の課税 を免除する。</p> <p>【議会及び施行日】 ①議会提案 平成24年9月定例会 ②施行日 公布の日 ③適用日 平成24年3月30日</p>	工 業 権 利	才 市 税 等	岩手県産業再生復興推進計画に係る 固定資産税の課税免除措置であるた め。
4	東和森林総合利用施設条例の 一部を改正する条例	<p>【目的】 施設の老朽化による解体撤去に伴い、条 例の一部を改正する。</p> <p>【内容】 東和いこいの森総合案内施設及び田瀬湖 ふれあいランドの林間遊具施設について、 経年劣化が著しく長期間にわたり市民の利 用に供されていないことから、解体撤去 し、施設を廃止する。</p> <p>【議会及び施行日】 ①議会提案 平成24年9月定例会 ②施行日 平成24年11月1日施行</p>	対象 外		東和いこいの森総合案内施設及び田 瀬湖ふれあいランドの林間遊具施設 を廃止するものであるため。

5	花巻市災害弔慰金の支給等に関する条例	<p>【目的】 東日本大震災に関連した死亡等について判断する審査会の開催について、岩手県へ事務委託をするため、市の条例に所要の改正を行う。</p> <p>【内容】 東日本大震災により死亡した者等の遺族に対する災害弔慰金等の支給に当たり、当該災害によるものか否かの判断が困難な場合の災害弔慰金等支給審査会の設置等について新たに規定するもの。 ①審査会の設置 ②審査会の組織 ③審査会の会長 ④審査会の会議 など</p> <p>【議会及び施行日】 ①議会提案 平成24年9月定例会 ②施行日 公布の日</p>	対象外		市条例に災害弔慰金等支給審査会の設置及び組織等について定めるものであるため。
6	花巻市都市計画用途指定変更	<p>【目的】 土地の利用について、用途の混在を防ぎ、適正な土地利用を図るため、用途を指定するもの。</p> <p>【内容】 (1) 南新田・野田地域の現在白地地域となっている部分について、土地利用状況に合わせ第一種低層住居専用地域及び準工業地域を指定するとともに、利用計画に合わせ近隣商業地域を指定する。 (2) 白地地域となっている金属工業団地について、工業地域を指定する。</p> <p>【区分】 実施計画</p> <p>【決定】 平成25年3月末予定</p>	対象外		都市計画マスタープランに定める土地利用方針に基づき、商業・業務・住居複合ゾーン及び工業・流通ゾーンにそれぞれ用途を指定するものであるため。 なお、用途指定に当たっては、都市計画法で定める住民説明会、公聴会、案の縦覧等を実施する。
7	(仮称) 特別用途地区における建築物に関する条例	<p>【目的】 大規模集客施設の立地を制限する条例を制定する。</p> <p>【内容】 都市計画用途地域を見直し、南新田地区及び野田地区の一部に近隣商業地域、準工業地域を指定するに当たり、隣接地に教育施設があることから良好な教育環境の保全を図り、また、地域経済への影響を最小とするため、1万平方メートルを超える大規模集客施設(大規模な遊戯施設等)の制限を行う。</p> <p>【議会及び施行日】 ①議会提案 平成25年3月定例会 ②施行日 平成25年3月末予定 (農業振興地域除外の同時施行。 除外告示は25年3月末予定)</p>	対象外		都市計画用途地域の見直しにより、南新田及び野田地区の一部を隣接商業地域及び準工業地域に指定するに当たり、指定区域の大規模集客施設を制限するものであるため。 なお、条例の制定に当たっては、用途指定に併せて、住民説明会、公聴会、案の縦覧等を実施する。